

「健康長寿いきいき県民フェスティバル開催業務委託」 公募型プロポーザル募集要領

1 委託の目的

介護予防に資する通いの場が地域に拡大していくよう、住民主体の介護予防活動を活性化させるとともに、広く県民に普及啓発するため、講演会の実施や、住民主体による体操などの通いの場づくりや、地域支え合い活動等の先駆的な取組を紹介するとともに、介護予防やニュースポーツ等の体験を通して介護予防の機運を高めることを目的とする。

2 仕様

(1) 委託業務名

「健康長寿いきいき県民フェスティバル開催 業務委託」

(2) 委託費の上限

16,930千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(3) 業務内容

別紙「健康長寿いきいき県民フェスティバル開催業務委託」企画提案仕様書のとおり。

3 企画提案書

(1) 本事業は、以下の①から⑦までについては最低限盛り込み。

①会社概要（第4号様式）

②業務実施体制書及び担当者経歴書（第5号様式、第6号様式）

③本事業で開催するイベントにおける会場での配置計画や動線計画が分かる全体イメージ図及びイメージ図に対応する人員体制案（任意様式）

④見積書（原本1部、コピーを企画書に添付してください）

⑤委託業務実施工程表（任意様式）

⑥平成27～29年度で県からイベントを受託した事業実績一覧（任意様式）

⑦暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第7号様式）

(2) 様式

企画提案書についての様式は、日本工業規格A列4番とする（縦横どちらでも可）。

- (3) 提出部数は紙媒体23部（正本1部、副本22部）とする。
- (4) 企画提案書の提出に際しての留意事項
 - ア 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する費用は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。
 - イ 提出された書類等は返還しません。

4 業務委託予定者の選定

- (1) 選定方式
 - 公募型プロポーザル
- (2) 審査方法

企画提案プレゼンテーションによるものとし、事前に提出を求める企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査会でのヒアリングにより総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を決定する。原則参加表明した全員にプレゼンテーションを実施してもらう予定ですが、応募者が多数の場合は提出資料をもとに書面審査を行うこともあります。
- (3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 業務遂行能力	30点	業務体制、スケジュール、業務実績
2 企画力	55点	企画性、効率性、独創性等
3 安全対策	10点	安全対策
4 事業費の妥当性	5点	事業費の妥当性

5 募集要領等の入手

実施要領及び参加表明書等の様式については、福島県高齢福祉課（以下、「高齢福祉課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 説明会の開催

- (1) 開催日時

平成30年3月27日（火） 14時00分～14時30分

※終了時間については、進行状況により前後する可能性があります。
- (2) 開催場所

ふくしま中町会館 5階 東会議室

(3) 資料等

本募集要領、関係様式等一式を5に記載した高齢福祉課のホームページからダウンロードの上、プリントアウトして持参願います。

※説明会場では、これら資料の配付は行いません。

(4) 申込方法

説明会参加申込書（第1号様式）に、会社名、参加人数、参加者職・氏名、連絡先を記載し、電子メール又はFAXでお申込みください。なお、送信後は併せて電話で高齢福祉課担当宛に送信した旨をお知らせください。参加人数は1事業者3名以内で願います。

※口頭または電話による申込みは受け付けません。

※企画プロポーザルに参加する事業者は、必ず説明会へ参加願います。

(5) 申込期限

平成30年3月26日（月）15時まで

7 質問の受付

(1) 受付期限

平成30年3月30日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第2号様式）により、高齢福祉課担当宛に電子メールまたはFAXにより提出してください。なお、送信後は併せて電話で高齢福祉課担当宛に送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問受付は行いません。

(3) 回答方法

提出されたすべての質問及び回答を、電子メールで回答します。

(4) 回答日時

平成30年4月3日（火）15時まで（予定）

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

平成30年4月5日（木）17時まで

(2) 提出方法

参加表明書（第3号様式）を郵送、持参、FAXまたは電子メールにて提出期限までに提出してください。なお、FAXまたは電子メールの送信後は電話で高齢福祉課担当宛に送信した旨をお知らせください。

(3) その他

- ア 参加表明書の提出が無い者の企画提案は受け付けません。
- イ 参加者は、参加表書（第3号様式）の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ウ 参加者は、複数の企画提案を行うことはできません。
- エ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出願います。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成30年4月9日（月）17時まで

(2) 提出書類

3の（1）から（3）に記載したとおり

(3) 提出方法

郵送または持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。）

10 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーションの期日等

平成30年4月11日（水）

※時間及び場所については、別途連絡します。

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は3名以内とします。

(2) プレゼンテーションに係る注意事項

- ア 指定する日時、場所において提示がなかった場合およびこの要領に定める事項に反する提示があった場合には、そのプレゼンテーションは無効とします。
- イ 企画提案書の電子データを提出期限までに事務局に提出すれば、事務局のパソコンからパワーポイントを使用してプレゼンテーションを行っても構いません。提出期限以降の資料の追加、差し替えはできません。

(3) 結果通知

プレゼンテーションの結果は、企画案の採用、不採用に関わらず、後日書面により通知します。

(4) その他

- ア プレゼンテーションにて提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。
- イ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。
- ウ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出

を求めることがあります。

エ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答は、「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

11 主なスケジュール

平成30年3月22日（木）	当募集要領のホームページによる公表
平成30年3月26日（月）	15時まで 説明会の申込期限
平成30年3月27日（火）	14時00分から 説明会
平成30年3月30日（金）	17時まで 質問書の提出期限
平成30年4月5日（木）	17時まで 参加表明書の提出期限
平成30年4月9日（月）	17時まで 企画提案書等の提出期限
平成30年4月11日（水）	プレゼンテーションによる審査会
平成30年4月13日（金）	審査結果通知（予定）

12 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

福島県保健福祉部高齢福祉課（担当：山田）

電話 024-521-7165 FAX 024-521-7985

E-mail : koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしたものとします。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

イ 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

ウ 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

エ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とする。また、提出書

類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ 委託費の上限を超過しているもの

15 契約手続き

ア 本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行います。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、または交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。